

大阪市会計年度任用職員（消費生活相談員）募集要項

1 募集人数

14 名

2 業務内容

消費者センターにおける消費生活相談及び消費者教育に係る業務
（電話対応、パソコンによる入力作業及び市民向け講座講師を含む。）

3 応募資格

次の（１）及び（２）の全ての応募資格を満たす者

（１）以下のいずれかに該当する者

- ア 消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 10 条の 3 第 1 項に規定する登録試験機関が実施した消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）（景表法等改正等法）附則第 3 条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）
- イ 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格を有する者
- ウ 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格を有する者
- エ 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格を有する者

（２）地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第 16 条（抜粋）】

（欠格条項）

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

（注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。(2回まで)

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

午前9時45分から午後6時00分(休憩45分)

月～土のうち週4日、30時間勤務

(2) 休日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12月29日から翌年1月3日)、所属長が勤務を要しないと定めた日

(3) 勤務場所

大阪市消費者センター

(大阪市住之江区南港北2-1-10 アジア太平洋トレードセンター ITM棟3階)

(4) 報酬等

ア 報酬(月額)

221,328円～233,624円

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

イ 期末勤勉手当(年2回、6月、12月に支給)

※実働勤務日数に応じた割合で支給されます。

ウ その他

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当(超過勤務手当等)が支給されます。

※上記報酬等は、募集時点のものです。給与改定等により変更されることがあります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：在職期間に応じ異なります 付与期間：令和８年４月１日から令和９年３月３１日
特別休暇	【有給】夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇、産前産後休暇、配偶者分べん休暇、育児参加休暇、災害等による通勤時の出勤困難な場合 等 【無給】生理休暇、妊娠障害休暇、育児時間休暇、子の看護休暇（※）、短期介護休暇（※）、ドナー休暇 （※）については、別途取得要件あり

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

（６）社会保険

共済組合、厚生年金保険、雇用保険に加入します。

（７）服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

（８）その他

応募資格がないこと並びに申込みの内容及び提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

- ・第１次選考（採用申込書審査）
- ・第２次選考（小論文審査）（※１）
- ・第３次選考（面接）（※２）

（※１）第１次選考（採用申込書審査）通過者のうち、応募資格（１）アに該当することを証明する書類を提出する場合は、第２次選考（小論文審査）通過者とする

（※２）第２次選考通過者に対して実施

7 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお送付の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずる、引受けから配達までの送達過程が記録されるもの）で申し込みください。

※提出書類に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

（１）提出書類

<全ての方に必要な書類>

- ア 大阪市会計年度任用職員（消費生活相談員）採用申込書（本市指定様式）1 通
※過去 3 カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。
- イ 申し立て書（本市指定様式）1 通
- ウ 第 1 次選考・第 2 次選考結果通知用の定形封筒（長形 3 号） 1 通
※必ず宛先を記載のうえ、320 円分の切手を貼付してください。

< 3 応募資格（1）アに該当する方に必要な書類 >

エ 3 応募資格（1）アを満たすことを証明する書類

（ア）消費生活相談員資格試験合格者・・・消費生活相談員資格試験合格証（写し）

（イ）みなし合格者

A 平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の期間に実務経験が通算 1 年以上ある方
景表法等改正等法附則第 3 条第 1 項に係る実務経験証明書及び平成 28 年 3 月 31 日
までに取得した 3 応募資格（1）イ～エに記載するいずれかの資格証明書（写し）

B 上記 A 以外

指定講習会修了証（写し）及び平成 28 年 3 月 31 日までに取得した 3 応募資格
（1）イ～エに記載するいずれかの資格証明書（写し）

< 3 応募資格（1）イ～エに該当する方に必要な書類 >

オ 3 応募資格（1）イ～エに記載するいずれかの資格証明書（写し）

カ 小論文（本市指定様式）

（2）受付期間

令和 7 年 12 月 26 日（金曜日）から令和 8 年 1 月 23 日（金曜日）まで【締切日必着】

※送付の場合は封筒の宛名面に「消費生活相談員採用申込書等在中」と朱書きしてく
ださい。

（3）提出先

大阪市消費者センター

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10

アジア太平洋トレードセンター ITM 棟 3 階

開庁時間：午前 9 時 45 分から午後 6 時 15 分まで

（日曜日・祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く）

8 第 3 次選考（面接）日及び場所

面接日：令和 8 年 2 月 18 日（水曜日）～20 日（金曜日）

場 所：大阪市消費者センター

(大阪市住之江区南港北 2-1-10 アジア太平洋トレードセンター ITM 棟 3 階)
※面接時間等詳細は大阪市消費者センターで指定のうえ、対象者に通知します。
対象者の都合による日時の変更はできません。

9 選考結果の通知及び合格者の決定

受験者全員に各選考の可否について、結果を通知します。

第 1 次選考・第 2 次選考の結果：2 月中旬（予定）

- ・第 2 次選考通過者には第 3 次選考の試験案内を同封します。令和 8 年 2 月 13 日（金曜日）までに結果通知が届かない場合は、翌開庁日の 16 日（月曜日）中に 11 問合せ先までご連絡ください。

第 3 次選考の結果：2 月下旬（予定）

- ・令和 8 年 3 月 2 日（月曜日）までに結果通知が届かない場合は、翌 3 日（火曜日）中に 11 問合せ先までご連絡ください。

合格者は採用候補者名簿に登載され、当該名簿に記載された者の中から採用予定者を決定します。

採用候補者名簿に登載された採用予定者以外の者は、採用予定者の採用辞退等で欠員が生じた場合に、その都度、採用予定者とします。なお、採用候補者名簿の登録期間は、令和 9 年 3 月 31 日までです。

10 その他

この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

11 問合せ先

大阪市消費者センター（担当：積光・原田）

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10

アジア太平洋トレードセンター ITM 棟 3 階

電話：06-6614-7521 ファックス：06-6614-7525

開庁時間：午前 9 時 45 分から午後 6 時 15 分まで

（日曜日・祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く）

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと